日 調 連 発 第 9 号
平 成 2 9 年 4 月 7 日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

租税特別措置法第 84 条の 4 及び第 84 条の 5 の規定の施行に伴う
不動産登記事務の取扱いについて（参考送付）

標記について、法務省民事局民事第二課から、別添のとおり情報提供がありましたので、参考までに送付します。

法務省民二第２３８号
平成２９年３月３０日

法務局民事行政部長　殿
地 方 法 務 局 長　殿

法務省民事局民事第二課長

租税特別措置法第８４条の４及び第８４条の５の規定の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて（依命通知）

所得税法等の一部を改正する等の法律（平成２９年法律第４号。以下「改正法」という。）が本年４月１日から施行され，改正法により新設される租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第８４条の４及び第８４条の５の規定も同日から施行されますが，これに伴う不動産登記事務の取扱いについては，下記の事項に留意するよう，貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお，本依命通知中，「法」とあるのは租税特別措置法を，「令」とあるのは租税特別措置法施行令（昭和３２年政令第４３号）を，「規則」とあるのは租税特別措置法施行規則（昭和３２年大蔵省令第１５号）をそれぞれ指し，引用する条文は，いずれも改正法，租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成２９年政令第１１４号）又は租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成２９年財務省令第２４号。以下「改正省令」という。）による改正後のものです。

記

第１　自然災害の被災者等が新築又は取得をした建物に係る所有権の保存の登記等の免税措置（法第８４条の４第１項関係）

平成２８年４月１日以後に発生した自然災害（被災者生活再建支援法（平成１０年法律第６６号）第２条第２号に規定する政令で定める自然災害をいう。以下同じ。）の被災者等が新築又は取得をした建物に係る所有権の保存又は移転の登記については，次の要件の下に，当該自然災害の発生した日から同日以後５年を経過する日までの間に登記を受けるものに限り，登録免許税を免除す

ることとされた（法第８４条の４第１項，改正法附則第８９条第３項）。

なお，平成２８年４月１日以後本年３月３１日までに被災者生活再建支援法が適用された市町村は，別添１のとおりである。

１　市町村長又は特別区の区長から証明を受けていること

法第８４条の４第１項の免税措置の対象となるためには，自然災害によりその所有する建物に被害を受けた被災者（法人を含む。以下「被災者」という。）又は被災者の相続人その他の政令で定める者が自然災害により被災者の所有する建物に被害を受けたことにつき，当該建物の所在地の市町村長又は特別区の区長から証明を受けた場合でなければならない（令第４４条の２第１項及び第２項）。

したがって，被災者本人が登記の申請をする場合のほか，当該被災者が死亡したときにおけるその者の相続人（以下「相続人」という。），合併法人（合併により被合併法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下同じ。）若しくは分割承継法人（分割により分割法人から資産又は負債の移転を受けた法人をいう。以下同じ。）又は当該被災者本人が代替建物の新築若しくは取得をすることができない場合におけるその者の３親等内の親族（令第４４条の２第２項第５号イ及びロの要件を全て満たす者に限る。以下，この要件を満たす当該親族を「被災者同居親族」という。）（以下，これらの者及び被災者を総称して「被災者等」という。）が登記の申請をする場合も，法第８４条の４第１項の免税措置の適用を受けようとするときは，その登記の申請情報又は申請情報を記載した書面（以下「申請情報等」という。）と併せて，災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第９０条の２に基づく罹災証明書等，当該自然災害により滅失した建物又は当該自然災害により損壊したため取り壊した建物（以下「滅失建物等」という。）の所有者であること又は所有者であったことについての，当該滅失等建物の所在地の市町村長又は特別区の区長の証明に係る書類（当該書類に記載された者が滅失建物等の所有者でない場合には，当該書類及び当該被災者が滅失建物等の所有者であったことを明らかにする書類。例えば滅失建物等の登記事項証明書）で，以下の事項の記載があるもの（以下「り災証明書」という。）を提供しなければならない（規則第３１条の８第１項）。

(1) 滅失建物等の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

(2) 当該滅失建物等の所在地

(3) 当該滅失建物等が自然災害により被害を受けたこと及び当該自然災害の発生日

２　被災者等が登記を受けること

法第８４条の４第１項の免税措置の対象となるのは，被災者本人が登記を受ける場合のほか，被災者が死亡した場合又は合併により消滅した場合若しくは分割により自然災害の被害を受けた建物に係る事業に関して有する権利義務を承継させた場合において，当該被災者の相続人又は当該合併に係る合併法人若しくは当該分割に係る分割承継法人が登記を受けるとき及び被災者同居親族が登記を受けるときである（令第４４条の２第２項)。

相続人又は合併法人若しくは分割承継法人は，被災者の死亡又は合併による消滅若しくは分割によって権利義務を承継した者に限られ，権利義務を一旦承継した相続人又は合併法人若しくは分割承継法人から，更に相続又は合併若しくは分割により権利義務を承継した者を含まない。

相続人又は合併法人若しくは分割承継法人が法第８４条の４第１項の免税措置の適用を受けようとするときは，その登記の申請情報等と併せて，登記所に当該相続人の戸籍の謄本又は当該合併法人若しくは当該分割承継法人の登記事項証明書その他その適用を受けようとする者が当該相続人又は当該合併法人若しくは当該分割承継法人に該当することを証する情報を提供しなければならない（規則第３１条の８第２項第１号から第３号まで)。ただし，合併法人又は分割承継法人が，会社法人等番号（商業登記法（昭和３８年法律第１２５号）第７条）を登記所に提供した場合には，登記事項証明書を提供することを要しない。

被災者同居親族が法第８４条の４第１項の免税措置の適用を受けようとするときは，その登記の申請情報等と併せて，次の書類を提供しなければならない（規則第３１条の８第２項第４号)。

(1) 令第４４条の２第１項の証明を受けた者（以下「滅失建物等所有者」という。）が代替建物（住宅用の建物に限る。）の新築又は取得をすることができないことを明らかにする書類(例えば，当該滅失建物等所有者が作成した代替建物（住宅用の建物に限る。）の新築又は取得をすることができない旨の申出書)

(2) 戸籍の謄本その他の書類で当該親族が滅失建物等所有者の３親等内の親族

であることを証する書類

(3) 滅失建物等が所在していた市町村(特別区を含む。(4)において同じ。)の市町村長(特別区の区長を含むものとし，地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項の指定都市にあっては，区長又は総合区長とする。(4)において同じ。）から交付を受けた滅失建物等所有者の属する世帯の住民票の写し又は消除された住民票の写しその他の書類で，自然災害が発生した日の前日において，その適用を受けようとする者が当該滅失建物等に滅失建物等所有者と同居していたことを証するもの

(4) 代替建物が所在する市町村の市町村長から交付を受けた滅失建物等所有者の属する世帯の住民票の写しその他の書類で，その適用を受けようとする者が当該代替建物に当該滅失建物等所有者と同居する者であることを証するもの（当該登記の申請の日までに当該滅失建物等所有者と同居していない場合にあっては，当該滅失建物等所有者と同居すると見込まれることを明らかにするもの。例えば，当該滅失建物等所有者が作成した被災者同居親族と同居する予定である旨の申出書）

３　滅失建物等の代替建物であること

法第８４条の４第１項の免税措置の対象となるのは，滅失建物等に代わるものとして新築又は取得をした建物であって，次の(1)又は(2)のいずれかに該当する建物の所有権の保存又は移転の登記である。

(1) 自然災害に際し被災者生活再建支援法が適用された市町村（特別区を含む。）の区域内に所在する建物（令第４４条の２第３項第１号）

(2) 上記(1)に該当しない場合の次の建物

ア　個人が新築又は取得をした住宅用の建物(令第４４条の２第３項第２号)

この場合における住宅用の建物は，その登記記録の表題部に記録された主である建物の種類が居宅，寄宿舎又は共同住宅（社宅などこれらの種類に類するもの及びこれらの種類とこれらの種類以外の種類がともに記録されているものを含む。）とされているものに限られる（規則第３１条の８第３項)。

イ　上記ア以外の建物で滅失建物等の代替建物であることの証明を受けた建物（令第４４条の２第３項第３号）

この場合には，登記の申請情報等と併せて，滅失建物等の代替建物であることについての，その者が行う事業のうち主たるものを所管する主務大

臣の証明情報（別紙様式参照）を提供しなければならない（規則第３１条の８第４項）が，上記アと異なり，建物の種類は問わない。

なお，主務大臣の証明については，別添２のとおりとする。

第２　法第８４条の４第１項の免税措置の適用を受ける建物の新築又は取得の資金の貸付け等に係る抵当権の設定の登記に係る登録免許税の免税措置（法第８４条の４第２項関係）

法第８４条の４第１項の規定の適用を受ける建物（以下「被災代替建物」という。）の新築若しくは取得のための資金の貸付け（貸付けに係る債務の保証を含む。）が行われる場合又はその対価の支払が賦払の方法により行われる場合におけるその貸付けに係る債権（当該保証に係る求償債権を含む。）若しくはその賦払金に係る債権を担保するために受ける当該建物を目的とする抵当権の設定の登記については，当該建物の所有権の保存又は移転の登記と同時に受けるものに限り，登録免許税を免除することとされた（法第８４条の４第２項。以下この免税措置を「法第８４条の４第２項の免税措置」という。）。

法第８４条の４第２項の免税措置の適用を受けるためには，被災代替建物の所有権の保存又は移転の登記の申請と連続して抵当権の設定の登記の申請をしなければならない。この場合において，当該抵当権の被担保債権が貸付けに係る債権又は債務の保証に係る求償権であるときは，当該建物の新築又は取得のための資金の貸付け又は当該貸付けに係る債務の保証であるものとして取り扱って差し支えない。

なお，根抵当権の設定の登記については，法第８４条の４第２項の規定は適用されない。

第３　被災者等が被災代替建物に係る土地を取得した場合の所有権の移転の登記等に係る登録免許税の免税措置（法第８４条の５第１項関係）

平成２８年４月１日以後に発生した自然災害の被災者等が，被災代替建物の敷地の用に供される土地の所有権又は地上権若しくは賃借権の取得をした場合において，当該土地の所有権の移転又は地上権若しくは賃借権の設定若しくは移転の登記については，次の要件の下に，当該自然災害の発生した日から同日以後５年を経過する日までの間に登記を受けるものに限り，登録免許税を免除することとされた（法第８４条の５第１項，改正法附則第８９条第５項）。

１　被災代替建物の敷地の用に供される土地であること

被災代替建物であることについての要件等は第１の１から３までのとおりで

あり，当該被災代替建物の敷地の用に供される土地には，「被災代替建物とその敷地の用に供されている土地を同時に取得する場合における当該土地」のほか，「敷地の用に供される見込みである土地」（下記（1））と「敷地の用に既に供されている土地」（下記（2））が含まれる。

この要件に関しては，登記の申請情報等と併せて，次に掲げる区分に応じ，それぞれに掲げた証明書類を提供しなければならない。

（注）当該被災代替建物の敷地の用に供される土地が「被災代替建物とその敷地の用に供されている土地を同時に取得する場合における当該土地」である場合には，下記（1）及び（2）に掲げた証明書類の提供を要しない。

(1) 被災代替建物の敷地の用に供される見込みである土地（被災代替建物の表題登記のみがされている場合を含む。）

ア　滅失建物等のり災証明書（規則第３１条の９第１号イ）

イ　被災代替建物の敷地の用に供されると見込まれる土地であることを明らかにする書類（規則第３１条の９第１号ロ）

法第８４条の５第１項の免税措置の適用を受けるためには，当該土地の上に被災代替建物に該当する建物が建築される見込みであることが必要である。したがって，建物請負契約書や建築図面の写し，請負業者や建築士からの建築の依頼を受けていることの証明などで，建築見込みの被災代替建物の種類が明記されているものなど（被災代替建物の表題登記のみがされている場合には，表題登記をした際の登記完了証等）が，上記書類に該当すると考えられる。

ウ　登記を受けようとする者が被災者同居親族である場合には規則第３１条の８第２項第４号に掲げる書類（規則第３１条の９第１号ハ）

(2) 被災代替建物の敷地の用に既に供されている土地

ア　滅失建物等のり災証明書（規則第３１条の９第２号イ）

イ　被災代替建物の敷地の用に既に供されている土地であることを明らかにする書類（規則第３１条の９第２号ロ）

この「被災代替建物の敷地の用に既に供されている土地」という要件に関しては，当該被災代替建物について，法第８４条の４第１項の免税措置の適用を受けている必要があるから，その点の確認をすることができる書類であることが必要である。したがって，当該被災代替建物についての所有権の保存又は移転の登記を受けた際の登記完了証，当該登記についての

申請の受付の年月日及び受付番号の情報等が，上記書類に該当すると考えられる。

ウ　当該土地に係る被災代替建物が「滅失建物等の代替建物であることの証明を受けた建物（令第４４条の２第３項第３号。具体的には，個人が新築又は取得をした住宅用の建物以外の建物をいう。）」である場合には，滅失建物等の代替建物であることについての，その者が行う事業のうち主たるものを所管する主務大臣の証明情報（上記第１の３(2)イ参照）の写し（規則第３１条の９第２号ハ）

２　当該土地の面積が「滅失建物等の床面積の合計×６（又は２）」と「滅失建物の敷地の用に供されていた土地の面積」のいずれか大きい面積を超えないこと

(1) 法第８４条の５第１項の免税措置の対象となる面積については，令第４４条の３において具体的に規定され，次の面積の「いずれか大きい面積」までの部分に限り，登録免許税を免除することとされた（したがって，「いずれか大きい面積」を超える部分については，登録免許税は免除されない。）。

①　滅失建物等の床面積の合計（当該建物が建物の区分所有等に関する法律（昭和３７年法律第６９号）第１条の規定に該当する建物である場合にあっては，専有部分の床面積（当該専有部分の属する建物に共用部分があるときは，区分所有者のそれぞれの専有部分の床面積の割合により当該共用部分の床面積を按分して計算した面積を含む。））に６（個人が新築又は取得をした住宅用の建物にあっては，２）を乗じて計算した面積

②　滅失建物等の敷地の用に供されていた土地の面積

(2) (1)の面積要件については，登記の申請情報等と併せて，滅失建物等の床面積の合計又は滅失建物等の敷地の用に供されていた土地の面積を明らかにする書類を提供しなければならず，この書類によって確認することとなる（規則第３１条の９柱書き）。この書類に該当するものとしては，次のようなものが考えられる。

ア　滅失建物等の床面積の合計を明らかにする書類

(ｱ) 滅失建物等の登記事項証明書

当該滅失建物等の登記事項証明書に記載されている床面積の合計

(ｲ) 固定資産評価通知書等固定資産評価関係書類

固定資産評価通知書に記載されている床面積の合計

(ｳ) り災証明書

り災証明書に滅失建物等の床面積の記載がされている場合は，そのり災証明書

(ｴ) 建築確認通知書等建築確認関係書類

建物が未登記である場合などは，建築確認通知書や建築確認概要書などの書面の提出が見込まれる。

イ　当該滅失建物等の敷地の用に供されていた土地の面積を明らかにする書類

(ｱ) 滅失建物等の登記事項証明書及び土地の登記事項証明書

当該滅失建物等の所在欄に記載されている土地についての登記されている地積の合計

(ｲ) 固定資産評価通知書等固定資産評価関係書類

固定資産評価通知書に記載されている建物の所在欄に記載されている土地についての登記地積又は現況地積

(ｳ) 建築確認通知書等建築確認関係書類及び土地の登記事項証明書

建築確認通知書に記載された敷地面積又は建築確認検査済証に記載された建築場所及び当該土地についての登記事項証明書記載の面積

なお，(1)の面積要件の確認は，過度に厳格な確認とならないよう配意する必要があり，登記事項証明書以外の書面については，その信憑性が疑われるなど特段の事情がある場合に限り，登記事項の確認等をするものとする。

また，(1)の「いずれか大きい面積」との要件についても，申請人から一方の面積しか提供されない場合には，その申請に係る面積が大きい面積であると考えれば足り，必ずしも両方の面積を提供させ，比較することまでは要しない。

第４　法第８４条の５第１項の免税措置の適用を受ける土地の所有権又は地上権若しくは賃借権の取得のための資金の貸付け等に係る抵当権の設定の登記に係る登録免許税の免税措置（法第８４条の５第２項関係）

法第８４条の５第１項の規定の適用を受ける土地（第３の１を参照）の所有権又は地上権若しくは賃借権の取得のための資金の貸付け（貸付けに係る債務の保証を含む。）が行われる場合又はその対価の支払が賦払の方法により行われる場合におけるその貸付けに係る債権（当該保証に係る求償債権を含む。）若しくはその賦払金に係る債権を担保するために受ける当該土地を目的とする

抵当権の設定の登記については，当該土地の所有権の移転又は地上権若しくは賃借権の設定若しくは移転の登記と同時に受けるものに限り，登録免許税を免除することとされた（法第８４条の５第２項。以下この免税措置を「法第８４条の５第２項の免税措置」という。）。

法第８４条の５第２項の免税措置の適用を受けるためには，法第８４条の５第１項の免税措置の適用を受ける土地の所有権の移転又は地上権若しくは賃借権の設定若しくは移転の登記と連続して抵当権の設定の登記の申請をしなければならない。この場合において，当該抵当権の被担保債権が貸付けに係る債権又は債務の保証に係る求償権であるときは，当該建物の新築又は取得のための資金の貸付け又は当該貸付けに係る債務の保証であるものとして取り扱って差し支えない。

なお，根抵当権の設定の登記については，法第８４条の５第２項の免税措置は適用されない。

第５　登記の申請情報の記載

以下の例を参考として取り扱う。

１　所有権の保存又は移転の登記

(1) 敷地権の表示の登記がされている建物であって不動産登記法（平成１６年法律第１２３号）第７４条第２項の規定により申請する場合

法第８４条の４第１項の免税措置の適用を受ける建物の表示の下に，「建物については租税特別措置法（又は昭和３２年法律第２６号）第８４条の４第１項により非課税」のように記載する。

(2) 法第８４条の４第１項の免税措置の適用がある建物と登録免許税が免除されない土地又は建物とを同一の申請情報で申請する場合

法第８４条の４第１項の免税措置の適用を受ける建物の表示の下に，「租税特別措置法（又は昭和３２年法律第２６号）第８４条の４第１項により非課税」のように記載する。

(3) 法第８４条の５第１項の免税措置の適用がある土地と登録免許税が免除されない土地又は建物とを同一の申請情報で申請する場合

法第８４条の５第１項の免税措置の適用を受ける土地の表示の下に，「租税特別措置法（又は昭和３２年法律第２６号）第８４条の５第１項により非課税（あるいは，一部非課税）」のように記載する。

２　抵当権の設定の登記

登録免許税の欄に「租税特別措置法（又は昭和３２年法律第２６号）第８４条の４第２項（あるいは，第８４条の５第２項)」のように記載する。

第６　課税額の算定方法

自然災害の被災者等が被災代替建物に代わる建物の敷地の用に供する土地を取得した場合の所有権の移転の登記等については，登録免許税が免除されることとなる（法第８４条の５第１項）が，具体的には，次のようになる。

１　被災代替建物の敷地の用に供される土地の面積が令第４４条の３に規定する面積（非課税限度面積）を超えない場合

この場合は，非課税となる。

２　被災代替建物の敷地の用に供される土地の面積が令第４４条の３に規定する面積（非課税限度面積）を超える場合

(1) 被災代替建物の敷地の用に供される土地が１筆の土地の場合

当該土地の価額のうち，令第４４条の３に規定する面積の部分の価額を除いた価額を課税標準とする。

（例）当該土地が300平方メートルであって，その固定資産課税台帳に登録された不動産の価格が600万円の場合において，令第４４条の３に規定する面積が200平方メートルの場合

＜算出方法＞

（600万円÷300㎡）×（300㎡－200㎡）＝200万円（課税標準）

(2) 被災代替建物の敷地の用に供される土地が複数の場合

当該複数の土地を１筆として見た上で，上記(1)の方法により算出した額を課税標準とする。

（例）当該複数の土地が次のとおりで，令第４４条の３に規定する面積が200平方メートルの場合

Ａ土地　300平方メートル　固定資産課税台帳登録価格　　600万円

Ｂ土地　400平方メートル　固定資産課税台帳登録価格　　800万円

Ｃ土地　500平方メートル　固定資産課税台帳登録価格　1,000万円

＜算出方法＞

｛（600万円＋800万円＋1,000万円）÷（300㎡＋400㎡＋500㎡）｝×（（300㎡＋400㎡＋500㎡）－200㎡）＝2,000万円（課税標準）

第７　平成２９年３月３１日までに登記を受けた第１から第４までの登録免許税の免税措置の対象となる登記の取扱いについて

１　登録免許税の還付の手続等

第１から第４までの登録免許税の免税措置は，平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日までの間に受けた登記について準用される（改正法附則第８９条第４項，第６項）。

第１から第４までの登録免許税の免税措置が準用される登記（以下「還付対象登記」という。）について，登録免許税の免税措置の適用を受けようとする者は，改正法の施行の日から５年を経過する日までに，登録免許税法施行令（昭和４２年政令第１４６号）第３１条第２項の請求書（昭和４２年７月２６日付け民事三発第７９４号民事局第三課長依命通知の第１号様式。以下「還付請求書」という。）に改正省令附則第１７条各号に定める書類を添付して当該還付対象登記を受けた登記所に提出しなければならない。

還付請求書の請求の理由欄には，「所得税法等の一部を改正する等の法律（又は平成２９年法律第４号）附則第８９条第４項（又は第６項）により非課税」のように記載する。

登記官は，還付対象登記を受けた者から，還付対象登記であることを証する書類を添付して登録免許税の還付の通知をすべき旨の請求の申出があった場合において，提出された書類，登記簿及び当該登記の申請書類等から還付対象登記に該当することを確認したときは，登録免許税法（昭和４２年法律第３５号）第３１条第１項に基づく通知（以下「還付通知」という。）をしなければならない。

この場合の還付対象登記であることを証する書類としては，第１から第４の登録免許税の免税措置を受けるために登記申請に添付すべき書類が，これに当たる。これらの添付すべき書類について，り災証明書の原本が官公署に提出済みである等当該書類の原本を提出することができないやむを得ない事情があると登記官が認めるときは，当該書面の写しの提出をもって提出すべき書類が提出されたものとして取り扱って差し支えない。

なお，還付対象登記は，一定の地域に所在する不動産の登記に限定されるものではなく，また，申請人から還付対象登記であることを証する書類が提出されない限り，登記官において還付対象登記であることを確認することができない。このため，登記を受けた者に対して個別に連絡をする等の必要はない。

２　還付通知に関する書面の取扱い

還付対象登記に係る還付請求書に添付された書類は，実質的に不動産登記規

則第２８条第１０号の添付情報に相当する性質を持つものであるから，これらの還付通知に関する書類（還付通知，還付請求書及びその添付書類等）については，還付通知を行った後，登録免許税関係書類つづり込み帳とは別に管理し，当該還付通知に係る還付対象登記の申請情報等の保存期間の満了まで保存するものとする。

還付対象登記の申請情報等について不動産登記法第１２１条第２項の規定による登記簿の附属書類（土地所在図等を除く。）の閲覧の請求があった場合には，当該還付対象登記に係る還付通知に関する書類を閲覧の対象となる登記簿の附属書類として取り扱うものとする。

なお，この還付通知に関する書類は，当該還付通知に係る還付対象登記の申請情報等と共に申請書類つづり込み帳につづり込んで保存するものとするが，適切な管理が可能であれば，別つづりとして保存して差し支えない。

別　添　1

平成２８年４月１日以後に
被災者生活再建支援法が適用された地域

平成２９年３月３０日現在

都道府県名	該当市町村	災害名
北海道	室蘭市，空知郡南富良野町，白老郡白老町，虻田郡洞爺湖町，上川郡新得町，上川郡清水町，中川郡幕別町	平成２８年台風１０号
岩手県	県内全域	平成２８年台風１０号
新潟県	糸魚川市	平成２８年１２月２２日に発生した強風
鳥取県	倉吉市 東伯郡北栄町	平成２８年鳥取県中部地震
熊本県	県内全域	平成２８年(２０１６年)熊本地震
大分県	由布市	平成２８年(２０１６年)熊本地震

別　添　２

登録免許税の建物の免税措置に係る主務大臣の証明について

被災者生活再建支援法の適用地域外で，建物（居住用を除く。）を新築又は取得した場合の主務大臣の証明については，次のとおりとする。

１　建物の代替性の確認について

(1) 被災建物の確認

建物が自然災害により被災したかどうかは市町村長の発行する証明書の写しにより確認する。

(2) 代替建物の確認

被災建物が自然災害により滅失したこと若しくは損壊したため取り壊されたこと及び申請時に被災建物の敷地に申請者所有の建物が存在しないこと若しくは建設中でないことを次のイ及びロにより確認する。

イ　申請者の申立て

ロ　被災建物の閉鎖登記簿謄本，その敷地が譲渡されている場合には譲渡契約書又はその登記簿謄本，その敷地が賃貸されている場合には賃貸契約書等の関係書類

したがって，申請者から同一の主務大臣に対し，同一の被災建物について，複数の証明申請があるかどうかの確認は要するが，申請者が他の場所でどのような建物を取得しているかどうかの確認は要しない。また，被災建物と代替建物の質的代替性は問わない。

２　主務大臣について

主務大臣は，申請者の営む主たる事業を所管する大臣とする（主務大臣の証明書の主な申請先は別紙のとおり）。

別　紙

主務大臣の証明書の主な申請先の一覧

所管省庁	業　　種　　〔申請先〕
厚生労働省	飲食業・理美容業・洗濯業・旅館業（登録ホテル・旅館を除く。） 〔厚生労働省生活衛生・食品安全部　生活衛生課〕 東京都千代田区霞が関1-2-2　℡ 03-3595-2301 病院・診療所 〔同省医政局　地域医療計画課〕 同上　℡ 03-3595-2194 薬局，店舗販売業 〔同省医薬・生活衛生局　総務課〕 同上　℡ 03-3595-2377 医療機器の販売業・賃貸業 〔同省医薬・生活衛生局　医療機器審査管理課〕 同上　℡ 03-3595-2419 医薬品・医薬部外品・化粧品又は医療機器の製造業，医療機器の修理業，卸売販売業 〔同省医政局　経済課〕 同上　℡ 03-3595-2421
農林水産省	農業，林業，水産業，食料品製造業，飲食料品卸売・小売業、その他農林水産関連業 〔北海道農政事務所企画調整室〕 札幌市中央区南22西6-2-22　℡ 011-330-8801 〔東北農政局企画調整室〕 仙台市青葉区本町3-3-1　℡ 022-263-0564 〔関東農政局企画調整室〕 さいたま市中央区新都心2-1　さいたま新都心合同庁舎２号館 ℡ 048-740-0464 〔北陸農政局企画調整室〕

	金沢市広坂2-2-60　金沢広坂合同庁舎　℡ 076-232-4206 〔東海農政局企画調整室〕 名古屋市中区三の丸1-2-2　℡ 052-223-4609 〔近畿農政局企画調整室〕 京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町　京都農林水産総合庁舎　℡ 075-414-9037 〔中国四国農政局企画調整室〕 岡山市北区下石井1-4-1　岡山第２合同庁舎　℡ 086-224-9400 〔九州農政局企画調整室〕 熊本市西区春日2-10-1　熊本地方合同庁舎　℡ 096-211-8563 〔内閣府沖縄総合事務局農林水産部農政課〕 那覇市おもろまち2-1-1　那覇第２地方合同庁舎２号館 ℡ 098-866-1627
国土交通省	建設業，測量業，建設コンサルタント，地質調査業，補償コンサルタント，宅地建物取引業等 営業所の所在地を管轄する北海道開発局又は地方整備局の建設業，測量業，建設コンサルタント，地質調査業，補償コンサルタント，宅地建物取引業等の担当課 〔北海道開発局事業振興部〕 札幌市北区北8西2　札幌第１合同庁舎　℡ 011-709-2311 〔東北地方整備局建政部，用地部〕 仙台市青葉区二日町9-15　℡ 022-225-2171 〔関東地方整備局建政部，用地部〕 さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎２号館 ℡ 048-601-3151 〔北陸地方整備局建政部，用地部〕 新潟市中央区美咲町1-1-1　新潟美咲合同庁舎１号館 ℡ 025-280-8880 〔中部地方整備局建政部，用地部〕 名古屋市中区三の丸2-5-1　名古屋合同庁舎第２号館 ℡ 052-953-8119

〔近畿地方整備局建政部，用地部〕
大阪市中央区大手前1-5-44　大阪合同庁舎第１号館
℡ 06-6942-1141
〔中国地方整備局建政部，用地部〕
広島市中区上八丁堀6－30　広島合同庁舎２号館
℡ 082-221-9231
〔四国地方整備局建政部，用地部〕
高松市サンポート3-33　℡ 087-851-8061
〔九州地方整備局建政部，用地部〕
福岡市博多区博多駅東2-10-7　福岡第２合同庁舎
℡ 092-471-6331
〔内閣府沖縄総合事務局開発建政部〕
那覇市おもろまち2-1-1　那覇第２地方合同庁舎２号館
℡ 098-866-0031

運輸業，倉庫業，自動車整備業，造船・船用工業，旅行業，登録ホテル・旅館
〔北海道運輸局総務部総務課〕
札幌市中央区大通西10　札幌第２合同庁舎　℡ 011-290-2711
〔東北運輸局総務部総務課〕
仙台市宮城野区鉄砲町1　仙台第４合同庁舎　℡ 022-299-8851
〔関東運輸局総務部総務課〕
横浜市中区北仲通5-57　横浜第２合同庁舎　℡ 045-211-7204
〔北陸信越運輸局総務部総務課〕
新潟市中央区美咲町1-2-1　新潟美咲合同庁舎２号館
℡ 025-285-9000
〔中部運輸局総務部総務課〕
名古屋市中区三の丸2-2-1　名古屋合同庁舎第１号館
℡ 052-952-8002
〔近畿運輸局総務部総務課〕
大阪市中央区大手前4-1-76　大阪合同庁舎第４号館
℡ 06-6949-6404

	〔神戸運輸監理部総務企画部総務課，企画調整官〕 神戸市中央区波止場町1-1　神戸第２地方合同庁舎 ℡ 078-321-3141（総務課），078-453-1106（企画調整官） 〔中国運輸局総務部総務課〕 広島市中区上八丁堀6-30　広島合同庁舎４号館 ℡ 082-228-3434 〔四国運輸局総務部総務課〕 高松市松島町1-17-33　高松第２地方合同庁舎 ℡ 087-835-6351 〔九州運輸局総務部総務課〕 福岡市博多区博多駅東2-11-1　福岡合同庁舎新館 ℡ 092-472-2312 〔内閣府沖縄総合事務局運輸部〕 那覇市おもろまち2-1-1　那覇第2地方合同庁舎２号館 ℡ 098-866-0031
経済産業省	上記以外の製造業，流通業，その他の事業等 〔北海道経済産業局地域経済部地域経済課〕 札幌市北区北8条西2　札幌第１合同庁舎　℡ 011-709-1782 〔東北経済産業局地域経済部地域経済課〕 仙台市青葉区本町3-3-1　仙台合同庁舎Ｂ棟 ℡ 022- 221-4876 〔関東経済産業局地域経済部地域経済課〕 さいたま市中央区新都心1-1　さいたま新都心合同庁舎１号館 ℡ 048- 600-0253 〔中部経済産業局地域経済部地域経済課〕 名古屋市中区三の丸2-5-2　℡ 052- 951-8457 〔近畿経済産業局地域経済部地域経済課〕 大阪市中央区大手前1-5-44　大阪合同庁舎１号館 ℡ 06- 6966-6011 〔中国経済産業局地域経済部地域経済課〕

	広島市中区上八丁堀6-30　広島合同庁舎２号館 ℡　082-224-5684 〔四国経済産業局地域経済部地域経済課〕 高松市サンポート3-33　高松サンポート合同庁舎 ℡　087-811-8513 〔九州経済産業局地域経済部地域経済課〕 福岡市博多区博多駅東2-11-1　福岡合同庁舎 ℡　092-482-5430 〔内閣府沖縄総合事務局経済産業部地域経済課〕 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第２地方合同庁舎２号館 ℡　098-866-1730

別紙様式

滅失建物等の代替建物であることの証明書

租税特別措置法施行規則第31条の8第4項の規定に基づき，下記の建物が租税特別措置法施行令第44条の2第3項第3号の規定に該当するものである旨の証明を申請します。

平成○○年○○月○○日

主　務　大　臣　殿

申請者　住所（所在地）
氏名（名　称）

記

（建物の表示）　所　在
家屋番号
種　類
構　造
床 面 積

（証明番号）第　　号

上記建物は，租税特別措置法施行令第44条の2第3項第3号の規定に該当するものである旨を証明します。

平成○○年○○月○○日

主　務　大　臣　印